

「差別語」考

佐竹久仁子

1. はじめに

差別語の使用や差別表現をめぐることは、これまでもさまざまなテーマで論議がおこなわれてきた。時にはマスコミでも大きくとりあげられることがあり、近年では、93年の筒井康隆の「断筆宣言」^{※1}を契機におこった論争が記憶に新しい。このような具体的な差別表現問題では、被差別当事者からの抗議・批判にたいして、批判される表現者のがわが「表現の自由」をかかげた「ことば狩り」批判で応酬する、というかたちで論議されることが多い。両者の議論はかみあわず対立的なのだが、立場のちがいをこえて、ある一点で共通しているところがある。それは、「問題はことばではない、差別の社会的現実と差別意識なのだ」という「ことばそれ自体は無実」論である。したがって、語の言いかえは些末な問題であり(差別の解消とともにことばも自然とかわるはずであるから)、表現者の意図こそが問題である(ことばは表現内容を伝える道具にすぎないから)ということになる。

しかし、そうだろうか。被差別者の解放運動がことばの問題をとりあげざるをえないのは、それが現実の差別の反映であり、差別意識を助長するものである、というだけではなく、まさに差別の現実そのものでもあると直感されているからだろう。ことばは単なる道具ではなく、差別の制度として機能している。「問題はことばではない」のではなく、「問題はことばでもある」のである。日本では、ことばを問題にすることを「問題の矮小化」ととらえる傾向が強く、「ことばを問題にしても何もかわらない」というのが決まり文句である。ことばを問題にすることが、法的社会的制度や慣習の変革を意味しないのはいままでもないことで、そこで目指されるのはあくまでことばの変革である。ただし、このどちらも現実の変革であり、その重要性にかわりはないととらえるべきだろう。社会の差別イデオロギーに支配されて

差別語や差別表現があるのであり、ことばを問題にするということはこの差別イデオロギーを問うことである。そしてまた、これに対抗する反差別イデオロギーによることばを対置することでもある。

このような考えのもとに、以下ではことばと差別をめぐる問題のひとつである差別語をとりあげ、語の意味の差別性、「差別語」の定義、「差別語」の言いかえについて考察する。

2. 「差別語」と「差別表現」

「差別語」「差別表現」という語は、多くはとくに区別せずに使われている。区別を問題にする必要がないばかりもちろんあるが、ここでは差別語と差別表現を以下のようにレベルの異なるものとしてとらえたうえで、差別語の問題をあつかう。

「差別語」と「差別表現」のちがいは、語彙レベルと表現レベルのちがいである。差別語はあくまで言語表現の素材となる単語であり、抽象的な語彙レベルでの意味が問題になる。一方、差別表現は、個々の言語使用の具体的な結果であり、それが差別的意味で解釈されるものである。差別表現はすべて個人の差別意識のあらわれであるといえる。表現者に差別的意図がなくとも差別表現は成立するが、そのばあい、表現者は社会の差別イデオロギーをそのまま受け入れて表現しているのであり、そのような自己の差別意識に気づいていないということなのである。なお、差別語の使用不使用は、差別表現であるかないかを決定する条件ではない。たしかに、差別語の使用がそのまま差別表現となるばあいは多いが、差別語が使用されていない差別表現もまたごくふつうにみられる。また、差別語の使用が差別意識の存在をかみならずしも意味するわけではない。語の意味についての知識が不十分なばあいには、それと知らずに差別語を使用するばあいもある。

3. 語の意味の差別性

差別語では語の意味の差別性が問題になるわけだが、では、語の意味の差別性とはどういうものだろうか。

3.1 語の意味

日本ペンクラブは、差別表現をめぐって会員にアンケート調査をおこなっているが、その中の問いのひとつ『言葉には意味は内在しないから、「言葉」の規制はやめるべきだ』に半数以上が賛成している(大いに賛成30.5%、やや賛成27.3%)¹²。かなりの人が「ことばには意味が内在しない」ととらえているのが興味深い。差別語の使用を指摘され批判された表現者の多くが「差別するつもりはなかった(のに、差別語だとは心外だ)」と抗弁するもの、こうした言語観によるのだろう。つまり、語の意味の差別性はあらかじめその語にあるのではなく、「表現者の意図や文脈などその時々を用いられかたによってきまる」というわけで、こう考えるなら特定の差別語は存在しないことになる。

このような語の意味のとらえかたは、國廣1982で「用法説」としてあげられている「語には一定の意味というものはないのであり、あるのはただ千変万化する具体的用法のみで、用法こそその語の意味である」とする考えかたにあたる。しかし、この用法説に無理があることは、國廣1982がいくつかの点にわたって批判している。そのうちのひとつ、

われわれはいかなる場面的・文脈的な手掛りも与えられないで、ある一箇の語のみを聞いたり見たりした場合にもその意味を思い浮かべることができる。この状況は語が用法から完全に切り離された状態で与えられているのであるから、用法説では説明することができない。

という指摘だけでも、先のような考えかたにじゅうぶん反論できるだろう。たとえば、「特殊部落」「業病」といった語を思い浮かべてみればいい。文脈なしで意味が理解できるはずであるし、その意味に差別性が含まれていることは否定できないはずである。差別的意味こそがこれらの語の意味の核心であり、その意味は表現者の意図や用法によってそのつど与えられるものではない。どのような文脈におかれようとも差別語は差別語なのである。

語にはそれぞれ固有の一定の意味があり、そこには差別的な意味も含まれ

るとしなければならない。もちろん、語の意味は時の流れのなかで変化することがある。使われるうちに差別的な意味を帯びていく語もあれば、逆にそれがうすれていく語もあるだろう。しかし、同じ時代の同じ社会では、人々は語に一定の意味を認めそれを共有しているととらえるのがことばを理解するうえでは合理的だろう。

3.2 概念的意味と周辺の意味

『「めくら」を「めくら」といって何が悪い、「めくら」も「盲人」も「視覚障害者」も「目の不自由な人」もさしている意味は同じではないか』とよくいわれる。これと同じことをソシュール風に述べたのが、つぎの塩見1982である。

将棋の駒の飛車が紛失したために、そこに硬貨を置いてゲームをつづけたとしても、その硬貨は飛車の動きを、他の駒との関係で持ってしまうのである。「差別用語」をいい替えることは、飛車の駒を硬貨に代用さすのと同じである。「メクラ」を「目の不自由な人」といいかえても、「目の不自由な人」という語が、他の語との連関のうちで占める位置は、「メクラ」という語と同じ位置なのである。

語の概念的意味についていえば、たしかにこのような構造でとらえることができるだろう。

しかし、語の意味を概念的意味だけに限ってしまえば、現実の表現や理解にかかわる重要な意味現象がとらえきれないことになる。たとえば、ある人は同じ対象を「めし」とはいわず常に「ごはん」というのであるが、もし概念的意味のみが重要な意味であるなら、ときには「めし」といってもよさそうなものである。そうしないのは、「めし」と「ごはん」の文体的意味の差による。概念的意味は語の意味の中心だが、けっして意味のすべてではない。概念的意味以外にも、文体的意味や情緒的文化的意味(たとえば、「赤ん坊＝かわいい」「ヘビ＝執念深い」「鳩＝平和の使者」「白＝清潔」な

ど)も語の意味の一部をなしている。文体的意味は語の出自や使用者・使用領域の特徴など概念的意味には直接関与しない要素から生じる意味であり、情緒的文化的意味は語が使用されるなかで二次的に付与される意味である。意味の中心である概念的意味にたいして、これらの意味は周边的意味と呼ばれるが、だからといってこのような意味が重要でないということではない。人が語を用いたり理解したりするにあたっては、この周边的意味を無視することはできない。

障害者にかんする差別語では、この周边的意味が問題になるものが多い。それらの語は、指示対象との関係を示す概念的意味(「これこれの障害をもつ者」)以外に、歴史的に築かれてきた障害者観によって付与された情緒的意味をもっているのである。この意味は、語と結びついたイメージといってもよく、その語が固定的慣用的に用いられる文脈・比喻や場面といった語の用法からとりだすことができる。たとえば、「めくら」という語では「恋におちてめくらも同然・あわれなめくら・このどめくらめ・めくら千人めあき千人・めくら蛇におじず・めくら判をおす・めくら撃ち・めくらめっぽう・あきめくら」、「きちがい」であれば「きちがいに刃物・きちがいざた・色きちがい・きちがい扱い・きちがいじみた犯行」のような現におこなわれてきた用法から、「めくら」に「ものの道理がわからない・無学無知・あわれ」、「きちがい」に「凶悪・凶暴・異常・反社会的」などのイメージとのしり語としての意味がえられる。これらの否定的な情緒的意味の不当性により「めくら」や「きちがい」は差別語だと判断されるのである。いま、「めくら・きちがい」をはじめ「つんぼ・おし・かたわ・びっこ・ちんば」などの障害者をさす語の意味は「無価値・劣性・欠陥・異常・侮蔑・ののしり」といった差別的な意味を含んだかたちで規定せざるをえないはずである。したがって、『「めくら」を「盲人」におきかえるのは、全くの同義語を、大和ことばから、漢語におきかえたにすぎない』(部落解放同盟中央本部編1988)といったとらえかたは、語の意味を概念的意味のみとしてとらえている点で不適切である。「めくら」と「盲人」は、概念的意味は同じだが、文体的意味(和語と漢語のちがい)も情緒的意味も異なる二語としてある。

ところで、語の意味の差別性は周辺の意味によってのみ生じるわけではない。概念的意味自体が差別的な語も当然数多く存在する^{註3}。差別イデオロギーそのものを語の意味内容とする語、差別イデオロギーを前提とした意味の語、語の成立が差別的意図による語などである。

たとえば、「業病」「帰化」「嫁」の各語について、その概念的意味を「ハンセン病」「国籍取得」「息子の妻」と同じとみることはできない。それぞれは対象を「前世の悪業の報い」「君主の徳に帰順する」「(家父長制的な)家の従属物」というとらえかたで指示しているのであって、これらの差別イデオロギーが意味特徴のひとつとなっている語である。なかには、「土人」「(第)三国人」のように、情緒的意味の差別性が周辺から中心へと移行するかたちで差別的な概念的意味が成立するばあいも認められる。

また、差別イデオロギーを語の意味に内包しているというより、それを前提として意味が成立している語もある。「男まさり」という語を例にとるなら、この語は辞書では「男以上にしっかりしていること・女」のような語釈がなされているのがふつうだが^{註4}、この意味が成り立つには「女は男よりおとっている」という前提がいる。同様に、「家柄」では「家には尊卑がある」、「慰安婦」では「女に性的な奴隷状態をしいることが男にとっての慰安となる」という前提のもとに意味が成り立っているといえる。天皇にだけ用いる特別の語も、その意味を支えているのは、天皇は神聖でおそれおおい特別の存在であるとする差別的なイデオロギーである。たとえば、「崩御」は、万人に平等におとずれる死も価値がことなり、天皇のばあいは特別であることを意味している。意味にこのような差別性を帯びている語の大きな問題点は、これらの語がいやおうなしに差別イデオロギーをおしつけるという点にある。これらの語の意味を理解するということは、そこに含まれる差別イデオロギーをも理解することだからである。だが、だれもがその差別性を差別性として自覚するわけではなく、そのため、差別イデオロギーはそれと気づかれずに受けいれられ、広く浸透することになるのである。

語の成立が差別的意図によるものには、支配者がわが一方的に名づけた差別的呼称と差別者の被差別者にたいする侮蔑やののしりのための語がある。

たとえば、被差別部落(民)にたいする「特殊部落」「新平民」、朝鮮を「鮮」と略した「鮮人」「北鮮」、中国にたいする「支那」などの呼称は前者の、被差別部落民にたいする「よつ」、黒人にたいする「黒ん坊」「ニグロ」、朝鮮人にたいする「チョン(公)」、中国人にたいする「チャンコロ」、日本人にたいする「ジャップ」などは後者の例で、これらはおもに人種差別・民族差別・部落差別にかかわる語である。これらの語について、たとえば「めくら／盲人」のばあいと同様に「黒人」も「黒ん坊」も指し示す対象は同じではないか、意味の差別性は概念的意味ではなく情緒的意味にあるのではないか、という異論が出るかもしれない。しかし、指示対象の同一性が概念的意味の同一性を保証するものではないことはいうまでもない。「黒人」と「黒ん坊」ではそもそも対象の指し示しかたが異なるのであり、「黒ん坊」は黒人を「侮蔑されるべき存在」としてとらえた語である。情緒的意味がその語の使用される社会的文化的状況のなかで二次的に生じるものであるのにたいして、このような語の意味の差別性は、対象の指示のありかたそのものに、すなわち概念的意味にすでに含まれるものなのである。

4. 「差別語」の認定

意味に差別性を帯びた語はいずれも差別社会の産物であり、差別イデオロギーをささえ再生産する役割を果たしているといえるものである。したがって、これらすべてを「差別語」と呼ぶことも可能であろう。そして、たとえば、フェミニストは「性差別語」ということばをこのような意味で使っている。しかし、一般にメディアなどで「差別語」として問題にされている(その使用がときに非難・糾弾の対象となる)語をみると、もっと限られた範囲の語である。では、ある語がこの種の(いわば狭義の)「差別語」と認定される基準は何だろう。

このような差別語は、意味の側面からは「人あるいは集団を不当な否定的評価によって指し示す意味をもつ語」、用法の側面からは「その語の使用によって侮蔑・ののしり・排除の意図を示しうる語」と規定できるものである。ただし、この規定はあくまで前提条件となる「資格」であって、実際はこの

条件に適合する語が自動的に差別語として「公認」されるわけではない。重要なのは、被差別者(のがわ)からの異議申し立てである。差別語の問題は単なる語の意味分類の問題ではなく、被差別者の差別からの解放運動のなかで生まれるものだからである。つまり、差別語は常に被差別者(のがわ)からの告発によって提示されるという性質をもつことになる。したがって、「差別語の判定は、常に被差別者がこれは差別語だと叫ぶ形でなされます。ここでは被差別者の声はいわば神の声です。」⁴⁵といった批判は的はずれで、被差別者の異議申し立てがその語を差別語として認定することを迫るというかたちをとるのは、問題の性質上当然のことなのである。

しかし、もちろん、被差別者の差別語判定を無条件で受けいれなければならないというわけではない。語の意味は社会に共有されるものとしてあるが、その共有の度合いには個人差があり、とくに周辺の意味では差が大きいばあいがあることは否定できない。そこで、ある語が差別語かどうかの論議がおこるのはいわば自然なことであり、その語の意味の差別性について論じる権利は万人にある。ただし、ある個人が意味に差別性はないと確信できたとしても、被差別者から「差別語である」という指摘がなされたとすれば、その事実は無視できない重みをもつはずである。共有されてあるべき意味が両方で共有されていないことは、その語の使用にあたってなんらかの注意をはらわずにはすませられないことになるからである。

なお、被差別者の判定が重要な意味をもつということは、先の差別語規定にあてはまりそうな語であっても、あえて「差別語」とはせず、その差別的意味をなくしていくというやりかたを選ぶばあいがあることからわかる(ただし、これは周辺の意味が問題になる語についてのことである)。たとえば、日本てんかん協会は、「てんかん」ということばについて「いわゆるメタファー、隠喩として、何か汚らしいもの、嫌なもの、危険なものの表現の時、そしてからかいを表現する時によく利用されるという問題があります」⁴⁶と認めながらも、差別語とするのではなく、正しい理解を求めていくという方針をとっている。また、「女」という語もこの例としてあげることができるだろう。「女」と、その概念的意味が同じ「女性」、また概念的意

味が同じ価値で対立する「男」とで、語の用法をくらべてみると、周辺の意味の価値に大きな差があることがわかる。「女」には、「酒・ばくち・女」というよくある表現に典型的に読みとれる「男の性的対象物」という情緒的意味がまわりついていて、差別語と呼んでもおかしくはない語である。しかし、女は、「女」にある性差別的な意味に抗して、肯定的意味を確立することを選んでいるといえる。

反差別運動は、部落差別・人種差別・民族差別・職業差別・障害者差別・性差別・同性愛者差別・年齢差別とつぎつぎに広がりをもち、そのなかで差別語として異議申し立てがなされる語もふえていく。この異議申し立てが認められるかどうか、また、その認められかたがどの程度のものかは、差別イデオロギーと反差別イデオロギーのせめぎあいによって決まるのであり、そこには多数者・支配者である差別者がわと被差別者との力関係が反映される。たとえば、「特殊部落」「えた」や「めくら」「つんぼ」といった語が大多数に差別語として認識されているのは、これまでの部落差別や障害者差別に抗する運動の一定の力を示すものであり、一方、性差別イデオロギーは非常に深く浸透していて強力な力をもっているために、フェミニズムは影響力をじゅうぶんに発揮しえず、性差別語にたいする一般の認識は低い状態にある^{注7}。また、同性愛者のばあいも同様で、「ホモ」「レズ」「おかま」などの語が差別語であるとの訴えは、いまだ多数者に無視されたままである。

5. 差別語の「言いかえ」

差別語の使用に制限を求め、非差別的で公正な語の使用を要請するのは、反差別の立場からは当然のことである。適切な語がないばあいには、新たな語がつくられることになる。そして、言いかえた語が適切かどうかについて、たとえば「障害」という語について現在おこなわれているように、論議が続くばあいもある。

こうした差別語の「言いかえ」にかんしては、「ことばを言いかえても、現実の差別の実態はかわらない」という批判がよくなされる。

したがって、ことばのいいかえでは問題は解決しない。「きちがい」を「精神障害者」、「びっこ」を「身体障害者」とか「肢体不自由者」とかよびかえても、「余計者」「厄介者」待遇が変わらねば、いささかも事態は変わらないことは、いうまでもない。(中略)「めくら」「びっこ」というコトバが、差別を生むのではなく、「めくら」「びっこ」が人権をうばわれ、差別される存在として、この社会におかれていることによって、これらのコトバが差別の色あいを持つのだということを、明確にしなければならぬだろう。(部落解放同盟中央本部編1988)

実質的な差別がある限り、表現を規制しても、差別の実態は少しも変わらず、規制した差別語にかわり、新たな差別語が産出してくるだけである。(柴谷・池田編1992の池田清彦)

これらはいずれも、問題はことばではなく社会的現実だという主張である。ここにはことばと社会、ことばとイデオロギーを切り離して考える態度が共通してある。はじめにあげた「ことばそれ自体は無実」論である。たしかに、「めくら」「びっこ」がこの社会で差別されている事実がこのことばに差別性を与えるのだが、一方、差別的意味を与えられた「めくら」「びっこ」という語の使用が差別の実践となり、また、差別イデオロギーを固定し再生産する——すなわち差別を生むのである。「言いかえでは問題は解決しない、つぎつぎに新しい差別語が生まれてくるだけだ」という考えかたは、ことばを使用する主体である人間の存在を無視している。人間から独立した自律的なことばの世界があつて、ことばがそのなかで自然に変化していく、というものではない。だれがことばを意味づけてきたか、言いかえればだれがことばを支配してきたか、に注意を払う必要がある。差別語への抗議や告発、言いかえ語や非差別語の提示は、ことばを支配してきた多数者・強者・差別者にたいする少数者・弱者・被差別者の異議申し立てであり、イデオロギー闘争である。言いかえ語の価値が下落しあらたな差別語へとなりさがるかどうかは、もっぱら両者の力関係のダイナミズムによるのである。したがって、両者の力関係しだいでは、また逆に、いつか将来「めくら」や「びっこ」か

ら差別的意味を払拭し再生させる可能性もあるといえるだろう。

言いかえ語の使用は、その使用者が「差別があることを認識している」「差別に加担しない」という情報を発信するという側面ももっている。ただし、それがポーズにすぎないばあいも多いわけで、メディアの機械的言いかえマニュアルに批判がおこるのもひとつにはそのためである。「言いかえ集」「禁句集」のありかたや内容にはたしかに問題が多いが、だからといってこれらを全面的に否定することはできない。これらは反差別の社会的潮流のあらわれであり、差別に抗する運動の成果のひとつとしてとらえることができるからである。そして、ことばが問題になること、人を傷つけることばがあることに注意をむけさせ、また、差別的な語が氾濫する事態を防ぐのに役立っていることも事実である。メディアがみずからの用いることばをチェックすることは、よりよい表現を求めるうえで当然のことである。現在の「言いかえ集」のたぐいが硬直したマニュアルになっていて弊害も多いということ、自主的なことばのチェックが必要であるということとは別の問題である。なお、どのような言いかえ語が適切かということについて、田中1980は、

職業や身体の上での差別が、ことばによっていつそう固定されるのはよくない。とりわけ、名が実に対していちじるしく適切さを欠くばあい、より適切な言い方に移るのは早ければ早いほどよい。しかし、その改めかたを見ると、その地位を向上させ、より立派に見せたい一心から、役所やエリートの愛用する漢語や西洋語を使い、そういう反民衆的なことばの権威の前にひれ伏していると思われぬことが多い。

と述べ、「差別語追放運動は、紋切型でコチコチの組織官僚型であることをやめ、はるかに創造的で、民衆的で、日常語をたたかいとる方向を見出さなければならぬ」とする。たしかに、言いかえ語には漢語や外来語が多く、それに抵抗を感じる人も少なくないようである。だが、和語は日常語で身近なものであるがゆえに、長年の差別との結びつきが深い。寿岳1989は、これを「時にはむごい和語の力」として「感情の世界に深く根を下ろしている」

和語の「影」を指摘している。田中は日常語をというが、今、言いかえ語を日常語＝和語に求めることができるだろうか。民衆の日常文化の差別性の歴史ゆえにわたしたちは適切な日常語をもっていない、というのが事実ではないだろうか。漢語や外来語での言いかえを権威の前にひれふしていると非難するよりも、それ以外に選択できない状況を自省すべきであろう。

注

1. 筒井康隆「笑犬樓よりの眺望」（『噂の真相』1993年10月号）
2. 日本ペンクラブ編1995によれば、アンケート調査は1995年3月、会員から抽出した200人を対象に郵送法で実施、有効回収率67%（134人、全会員数の8.3%）。
3. 磯村・福岡編1984で福岡安則は、差別語を「歴史的・社会的な過程のなかで、現実に厳存する差別的な諸関係が一定のコトバにまといつくことによって、それ自体に特定の被差別者たちにたいするネガティブな情動的意味あいが固着せしめられたコトバのことである」と定義する。これは周辺の意味が差別的な語についてはあてはまるが、概念的意味が差別的な語のばあいには適さない定義である。
4. たとえば、「女が、男よりも気性がしっかりしていること。また、そういう女。」（小学館新選国語辞典第七版）、「女ながら、男もかなわないほど気丈でしっかりしていること。そういう女。」（岩波国語辞典第六版）、「普通の男以上に気持がしっかりしている-こと（女性）。」（三省堂新明解国語辞典第五版）など。
5. 柴谷・池田編1992の池田清彦の文章。
6. 日本ペンクラブ編1995の座談会での松友了の発言。
7. このことは新聞をはじめとするマスメディアでの性差別語の無自覚な使用状況にあらわれている。性差別語にたいする抗議や批判はおこなわれてはいるが（たとえば、上野千鶴子+メディアの中の性差別を考える会『きっと変えられる性差別語』1996 三省堂など）、まだ真剣に問題にされるまでにはいたっていないといえる。

引用文献

磯村英一・福岡安則編1984『マスコミと差別語問題』明石書店

國廣哲彌1982『意味論の方法』大修館書店

塩見鮮一郎1982『言語と差別』せきた書房

寿岳章子1989「和語」(『講座日本語と日本語教育 6 日本語の語彙・意味(上)』)明治書院

田中克彦1980『ことばの差別』農山漁村文化協会

日本ペンクラブ編1995『「差別表現」を考える』光文社

部落解放同盟中央本部編1988『差別表現と糾弾』解放出版社

(さたけ くにこ)